

令和 5 年度

一般廃棄物処理実施計画

郡上市

目 次

1	はじめに	1
2	ごみ処理実施計画	2
3	生活排水処理実施計画	18

1、はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年郡上市条例第132号。以下「条例」という。）第4条の規定により、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

I 処理の基本方針

- （1）生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処理できる物の他は、法及び条例の定めるところにより、市が処理する。
- （2）住民は廃棄物の分別収集に、積極的に協力することにより、リサイクルの推進を図り、効率的な廃棄物処理を行い、廃棄物の減量化に努めるものとする。
- （3）ごみは、可燃物、不燃物（陶磁器類・がれき類）、粗大ごみ、小型金物、缶類、特定家庭用機器廃棄物、生ごみ、古紙、古着、古布、廃食用油、廃乾電池、蛍光灯及びびん類等に分け、資源として再利用できるものは、できる限り回収するよう努めるものとする。
- （4）事業系一般廃棄物は、法第3条第1項により、事業者自ら処分することを原則とする。但し、自ら処分が困難な事業者については、郡上市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する等、廃棄物の発生を抑制、再利用を促進するなどにより、廃棄物の減量化に努めるものとする。
- （5）土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。）は、その土地又は建物の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処理するよう努めるとともに、条例及び同施行規則で定める方法により、市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処理に協力しなければならない。

II 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

III 処理区域及び人口

郡上市内全域

人口 38,761 人（15,329 世帯）

2、ごみ処理実施計画

I 分別及び処分方法

当市における分別区分は、次のとおりである。

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ及び有害ごみの5種類に大分類されるが、排出段階において材質、色別に細かく分別され、近年のごみ資源化の流れから29種類に区分される。

分別総数	29	処分方法
可燃ごみ 1	1	焼却処分
不燃ごみ 2 (埋立)	1 陶磁器類・板ガラス・化粧びん等 2 がれき類(コンクリート殻・タイル・瓦等)	埋立処分
粗大ごみ 1	1	焼却・資源化
資源ごみ 23	1 小型金物類 2 缶類 3 スプレー缶・ガス缶 4 刃物 5 無色透明びん 6 茶色びん 7 その他色びん 8 ペットボトル(無色透明) 9 ペットボトル(有色) 10 白色トレイ 11 色付・柄付トレイ 12 発泡スチロール(箱・緩衝材) 13 ダンボール 14 新聞 15 広告・チラシ 16 図書・雑誌 17 ボール紙類 18 小紙片 19 牛乳パック等 20 廃食用油 21 古着・古布 22 シュレッダーに掛けた古紙 23 家電リサイクル品	資源化
有害ごみ 2	1 蛍光管・電球 2 廃乾電池	資源化

Ⅱ ごみの処理状況

単位：k g

区 分		令和３年度 (実 績)	令和４年度 (実 績)	令和５年度 (見込み)
種 類	中間処理施設			
可燃物	郡上クリーンセンター	11,580,860	11,513,030	11,205,990
金物類・粗大ごみ	郡上北部クリーンセンター	644,905	639,690	595,980
びん類	郡上クリーンセンター	286,840	293,430	313,690
ペットボトル	郡上クリーンセンター	53,790	63,100	98,380
食品トレイ・発泡スチロール	郡上クリーンセンター	11,180	13,060	20,920
新聞等古紙類	郡上クリーンセンター	316,890	293,360	307,230
ダンボール	郡上クリーンセンター	136,820	133,460	130,300
古着・古布	郡上クリーンセンター	88,790	80,500	112,170
蛍光管・電球	郡上クリーンセンター	11,510	9,210	9,610
廃乾電池	郡上クリーンセンター	11,220	22,940	19,930
廃食用油	郡上クリーンセンター	13,860	14,220	13,930
合 計		13,156,575	13,076,000	12,828,130

Ⅲ 収集・運搬

(1) 家庭系一般廃棄物

当市における収集・運搬体制は次のとおりである。

収集対象地域は当市全域であり、収集方式はステーション・総合ステーション方式（複数のステーションを統合した箇所）及び中継施設（資源回収ステーション（エコプラザ））を採用し実施している。

ごみの種類	収集形態	収集方式	収集箇所	収集回数	収集車両	収集容器
可燃ごみ	委託	ステーション 総合ステーション	1,117	2回／週	パッカー車	指定袋
金物類	委託	総合ステーション 中継施設	436	1回／月	トラック	コンテナ
びん・ガラス類	委託	総合ステーション 中継施設	436	1回／月	トラック	コンテナ
ペットボトル	委託	総合ステーション 中継施設	296	1回／月	トラック	ネット
食品トレイ 発泡スチロール	委託	総合ステーション 中継施設	296	1回／月	トラック	ネット
古着・古布	委託	総合ステーション 中継施設	407	1回／月	トラック	指定袋
新聞・雑誌 チラシ ダンボール等	委託	総合ステーション 中継施設	267	1回／月	トラック	紐結束 袋
蛍光管 電球	委託	総合ステーション 中継施設	434	1回／月	トラック	コンテナ
廃乾電池	委託	総合ステーション 中継施設	565	1回／月	トラック	袋 コンテナ
廃食用油	委託	総合ステーション 中継施設	537	1回／月	トラック	ペットボトル等

(2) 事業系一般廃棄物

事業者から排出される一般廃棄物は、原則として事業者自ら直接処理施設へ持ち込み、若しくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する。

ただし、可燃ごみについては、事業系ごみ専用袋で1収集日に3袋まで家庭系一般廃棄物と同様に処理できる。

(3) 一般廃棄物収集運搬業許可
一般廃棄物の処理主体

処理区分	処理主体		
	収集・運搬		処分（委託業者）
一般廃棄物	許可業者	(株)八幡環境 (有)エーテック郡上 (株)郡上リビングサービス (株)橋本	(株)カタギリテック（木くず） (株)愛濃技研（木くず） 郡上市（メタウォーターサービス(株)）

収集区域

業者名	収集区域	
(株)郡上リビングサービス	白鳥町	管内全域
	高鷲町	管内全域
(有)エーテック郡上	八幡町	今町、新町、栄町、下日の出町、下日吉町、今小町、下・上榊形町、住吉町、新栄町、大正町、城南町、有坂(一部)、中野、向中野、稲成、吉野、相生、亀尾島、那比、野々倉、小那比、西和良、安久田、中坪、向山、初音、河鹿
	美並町	管内全域
	和良町	管内全域
(株)八幡環境	八幡町	新町、桜町、柳町、殿町、大手町、鍛冶屋町、職人町、本町、肴町、立町、橋本町、左京町、常盤町、朝日町、川原町、乙姫町、山本町、愛宕町、上日の出町、上日吉町、稲荷町、大坂町、小野、瀬取、五町尾崎町、初音(上ヶ洞)、有坂(坪佐、勝更)、旭(東町、田尻、川佐)、市島、初納、有穂
	大和町	管内全域
	明 宝	管内全域
(株)橋本	バロー系列店舗のみ	

収集実績

単位：kg

項 目	令和4年度収集実績	令和5年度見込み	年間収集能力
(株)郡上リビングサービス	431,476	431,000	
(株)八幡環境	421,940	422,000	
(有)エーテック郡上	156,180	156,000	
(株)橋本	123,930	124,000	
合 計	1,381,433	1,381,000	

(4) 一般廃棄物処理手数料(計量単位の端数は切り上げる。)

①可燃物

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備 考
収集可燃物	指定袋 (45 リットル入り) 10 枚につき	530 円	
	指定袋 (30 リットル入り) 10 枚につき	370 円	
	指定袋 (20 リットル入り) 10 枚につき	260 円	
一般廃棄物 個人、事業者及び 許可業者搬入分	10kg ごとに	110 円	
可燃物事業者	指定袋 (45 リットル入り) 10 枚につき	2,100 円	

②不燃物

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
市が収集する以外 のもので、市長が別 に定めるもの	軽貨物車両 1 台につき	1,100 円	安定型埋立場
	最大積載量 1 t 未満車 1 台につき	2,100 円	
	最大積載量 2 t 未満車 1 台につき	4,200 円	
	最大積載量 4 t 未満車 1 台につき	8,400 円	

③し尿等

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
し尿・浄化槽汚泥	18 リットルにつき	25 円	

④粗大ごみ・小型金物

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
粗大ごみ・小型金物	10kg につき	300 円	

⑤特定家庭用機器廃棄物

取 扱 区 分		計量単位	手数料
下記の品目で市の処理施設へ直接持ち込むもの		10kg につき	300 円
収 集 運 搬 す る も の	ユニット式エアコンディショナー（ウインド型エアコンディショナー又は、室内ユニットが壁掛け型、若しくは床置き型であるセパレート型エアコンディショナー）	1 個につき	1,800 円
	テレビジョン受信機 ア ブラウン管式のもの イ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限 り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの	画面形式が、24 型未満のもの 1 個につき	1,300 円
		画面形式が、24 型以上のもの 1 個につき	1,800 円
	電気冷蔵庫、 電気冷凍庫	内容量が 100 リットル未満のもの 1 個につき	1,800 円
		内容量が 100 リットル以上 250 リットル未満のもの 1 個につき	2,800 円
		内容量が 250 リットル以上のもの 1 個につき	3,500 円
	電気洗濯機、衣類乾燥機	1 個につき	2,300 円

⑥焼却残渣

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
焼却残渣	100kg まで	3,700 円	
	100kg を超える 10kg 増すごとに	370 円	

⑦生ごみ（資源として再生できるものに限る）

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
生ごみ	10kg につき	43 円	

⑧その他の市が収集する廃棄物

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
古着・古布	指定袋（45 リットル入り） 10 枚につき	260 円	
	指定袋（30 リットル入り） 1 枚につき	170 円	

⑨事業者が直接搬入する廃棄物

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
古紙、古着、食品トレイ、発泡スチロール、ペットボトル、廃食油、びん、ガラス類、廃乾電池、容器包装プラスチック、蛍光管、電球	10kg につき	110 円	
		220 円	エコプラザで受入の場合

（５）産業廃棄物処理費用（計量単位の端数は切り上げる。）

①可燃物

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
廃材等で市長が別に定めるもの	100kg まで	1,600 円	
	100kg を超える 10kg 増すごとに	190 円	

②焼却残渣

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
焼却残渣	100kg まで	3,700 円	
	100kg を超える 10kg 増すごとに	370 円	

③生ごみ（資源として再生できるものに限る）

取 扱 区 分	計 量 単 位	手数料	備考
生ごみ	100kg まで	430 円	
	100kg を超える 10kg 増すごとに	43 円	

（６）粗大ごみ収集（有料）

当市では、ステーションで収集できない粗大ごみを１年に１回以上収集を実施する。

種 類	品 目
家電製品	食器洗い機、給湯器、生ごみ処理機、製氷機、冷水器、食器乾燥機、掃除機、電子レンジ、扇風機、餅つき器、電気炊飯器、オーブントースター、コーヒーメーカー、ホットプレート、ジューサーミキサー、浄水器、タイプライター、自動販売機、エレクトーン、ボイラー、コピー機、オルガン、マッサージ器、ソーラー温水器、卓上ミシン（電動）、レジスター、ステレオ、冷風機、プリンター、空気清浄機（家庭用）除湿器、温風オイルヒーター、ズボンプレスサー、スピーカー、布団乾燥機、電気ごたつ、加湿器、換気扇、電気足温器、照明機器、洗面台、電気ストーブ、カーステレオ、ハンドクリーナー、ウインドファン等
農機具	トラクター、コンバイン、ハーベスター、脱穀機、米つき器、発電機、枝打ち機、耕運機、田植機、稲刈り機、精米機、粃すり機、発動機、エンジン、温水器（電気）、押し切り器、カッター、チェーンソー、草刈り機、動力噴霧器、リヤカー、お茶刈り機、芝刈り機、電気のこぎり、一輪車等
金物類	トタン、ステンレス製流し台、編み機、スチール製ロッカー、スチール椅子、スチール机、ポンプ、ガス湯沸かし器、ガス炊飯器、ドラム缶、ガスコンロ、石油ストーブ、スキーキャリア、チャイルドシート、米びつ、手動式消毒器、エアロバイク、グラインダー、モーター、スチール棚、水中ポンプ、手動ポンプ等
その他	子供遊具、自転車、車椅子、幼児用三輪車、一輪車、乳母車、ブランコ、台車、ステンレス製風呂桶、コンクリートミキサー、ホーロー製風呂桶、タイヤ付きホイール、スチール製戸棚、ゴルフクラブ、スノーダンプ、タイヤ、バッテリー（12V・24V）、鉄くず等

IV 中間処理計画

(1) ごみ処理施設

①ごみ焼却処理施設の概要

当市の可燃ごみは、次に示すごみ処理施設で焼却処理されている。

ごみ焼却処理施設の概要

施設名	郡上クリーンセンター
処理対象物	可燃物
処理方式	流動床式ガス化熔融炉
炉形式	連続燃焼式焼却炉
能力	75 t / 24 h / 日 (37.5 t / 24 h / 日 × 2 炉)
使用開始年	平成 1 8 年
運転体制	委託

②不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ処理施設

当市の不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみは、次に示す処理施設で処理されている。

不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ処理施設の概要

郡上クリーンセンター		
使用開始年		平成 1 8 年
運転管理体制		直営
分類ごみの種類	処理能力 (日/5h)	主 要 機 器
びん類 (無色・茶色・その他色)	2. 9 t	- びん類、不燃物 - 供給コンベア、コンテナ反転装置 - 手選別コンベア、コンテナ洗浄装置 - クラッシャー
不燃物 (板ガラス・陶磁器類等)	1. 4 t	
ペットボトル (無色・有色)	0. 5 t	
その他プラスチック製容器包装	1. 6 t	
食品トレイ・発泡スチロール	0. 2 t	- ペットボトル、その他プラ - 供給コンベア、手選別コンベア - 圧縮梱包機
古紙類	新聞・雑誌・チラシ 紙パック・その他紙	
ダンボール	1. 3 t	- 古紙類、布類 圧縮梱包機、供給コンベア - 食品トレイ、発泡スチロール 熔融機 - 蛍光管、電球 破碎機 - トラックスケール (計量器)
布類	0. 5 t	
蛍光管・電球	0. 0 7 t	
廃乾電池	0. 1 t	
廃食用油	2 0 0 L	

郡上北部クリーンセンター		
使用開始年	平成10年	
運転管理体制	直営	
選別ごみの種類	処理能力	主 要 機 器
鉄 アルミ 可燃物 不燃物	8 t / 5 h ／日	粗破碎機 回転式破碎機 磁選機 不燃物・可燃物分離装置 アルミ選別機

(2) ごみの排出抑制、再資源化計画

① 排出抑制の方法

各種ごみの徹底分別及び収集の推進
 レジ袋削減の推進
 4 Rの推進によるごみ減量化
 生ごみの堆肥化推進による可燃ごみの減量
 生ごみの水切り推進による可燃ごみの減量

② 再資源化の方法

管内に設置されているごみ収集ステーションに、各家庭より排出される資源を無駄なく・もったいない精神で収集し、すべての物の再資源化を図る。

③ 生ごみ処理機購入助成制度

コンポスト容器	購入金額の1／2（上限3,000円） （単価1,000円以上なら2基まで同時に申請可）
電気式生ごみ処理機	購入金額の1／2（上限30,000円） （1世帯1台限り）

④ 郡上コンポスト（汚泥肥料）の作製

し尿、浄化槽及び農業集落排水施設の汚泥、事業所から出される厨芥ごみを乾燥発酵させ、汚泥肥料を作製し、市民へ配布する。

⑤ 広報、啓発活動

廃棄物の減量化及び資源化について、住民及び事業者の理解と協力を得るため、次のような啓発事業を展開する。
 ア、ごみ処理施設見学会（小学生、女性の会、自治会等）
 イ、ごみ分別説明会の開催
 ウ、広報、行政情報番組による啓発

エ、ダンボールコンポスト説明会の開催

(3) 中間処理及び最終処分

ごみの種類	中間処理施設	処理方法	最終処分方法	
可燃ごみ	郡上クリーンセンター	焼却	(株)ウィズウェイストジャパン	群馬県吾妻郡草津町大字前口字井堀 176-4
金物類	北部クリーンセンター	破碎 選別	再生処理業者	
びん	郡上クリーンセンター	手選別	再生処理業者	
ガラス類	郡上クリーンセンター	手選別 破碎	八幡埋立処分場	郡上市八幡町市島2218-1
ペットボトル	郡上クリーンセンター	手選別 圧縮梱包	再生処理業者	
食品トレイ 発泡スチロール	郡上クリーンセンター	手選別 溶融	再生処理業者	
古着・古布	郡上クリーンセンター	手選別	再生処理業者	
古紙類 ダンボール	郡上クリーンセンター	手選別 圧縮梱包	再生処理業者	
蛍光管 電球	郡上クリーンセンター	破碎 ドラム缶詰	再生処理業者	
廃乾電池	郡上クリーンセンター	ドラム缶詰	再生処理業者	
廃食用油	郡上クリーンセンター	ポリ容器 詰	再生処理業者	

(4) 最終処分場

①白鳥管理型処分場

北部クリーンセンターから発生する不燃残渣等を埋立処分する。

最終処分場の概要

施設名	白鳥管理型処分場
所在地	郡上市白鳥町歩岐島14番地1
管理主体	郡上市
施設整備年度	平成 8 年度
供用開始	平成 9 年 4 月
事業費	3 3 3, 4 2 9 千円
埋立面積	2, 1 0 0 m ²
埋立容量	4, 1 4 0 m ³
埋立形式	準好気性管理型埋立地
埋立方式	セル方式
遮水設備	全層アスファルト含浸シート 厚さ 3 6 3 mm
調整池容量	1 8 0 m ³
浸出水処理施設規模	2 0 m ³ ／日
浸出水処理方式	浸出水調整池～接触バッキ～液体キレート重金属 ～凝集沈殿～砂ろ過～活性炭吸着～滅菌処理 ～公共用水域放流

搬入される廃棄物の種類及び年間埋立量（覆土量含む）

施設の種類	廃棄物の種類		量の見込み（t／年）
最終処分場	不燃物 処理施設	不燃残渣	35
	覆土量		—
	合 計		35

②その他の最終処分場

安定型埋立場	施設名 所在地 埋立容量	八幡市島埋立場 郡上市八幡町市島2218番地1 1 2, 7 0 0 m ³
安定型埋立場	施設名 所在地 埋立容量	和良埋立場 郡上市和良町鹿倉1490番地1 5, 5 2 0 m ³

3、生活排水処理実施計画

I 種類毎の年間排出量の見込み及び処理主体

(1) 発生量及び処理量の見込み

年 度	収 集 量				365 日平均 収集量 kL／年
	総収集量 kL／年	し尿収集量 kL／年	浄化槽収集量 kL／年	農集排施設汚泥 kL／年	
平成 16 年度	27,924	8,625	16,252	3,047	76.3
平成 17 年度	26,093	7,221	15,269	3,603	71.4
平成 18 年度	26,630	6,669	15,793	4,168	73.0
平成 19 年度	26,037	5,964	15,276	4,797	71.3
平成 20 年度	25,825	5,562	15,540	4,723	70.8
平成 21 年度	25,199	5,066	15,027	5,105	69.0
平成 22 年度	23,939	4,653	14,181	5,105	65.6
平成 23 年度	23,256	4,207	13,945	5,104	63.7
平成 24 年度	23,401	3,886	14,598	4,917	64.1
平成 25 年度	23,145	3,578	14,238	5,328	63.4
平成 26 年度	21,968	3,365	13,011	5,592	60.2
平成 27 年度	20,597	3,260	11,833	5,504	56.3
平成 28 年度	19,448	3,040	11,265	5,143	53.3
平成 29 年度	19,224	2,907	11,041	5,276	52.7
平成 30 年度	18,845	2,894	10,919	5,032	51.6
平成 31 年度	17,787	2,662	10,336	4,789	48.7
令和 2 年度	17,587	2,550	9,887	5,150	48.2
令和 3 年度	16,765	2,383	9,651	4,731	45.9
令和 4 年度	16,541	2,322	9,923	4,296	45.3
令和 5 年度	13,819	1,137	8,496	4,186	37.8

(2) 処理主体

種 類	処理区分	処理主体		
		収集・運搬		処分（維持管理委託業者）
し 尿	し尿処理	許可業者	(株)八幡環境 (有)エーテック郡上 (株)郡上リビングサービス	郡上市（(株)八幡環境）
浄化槽汚泥		許可業者	(株)八幡環境 (有)エーテック郡上 (株)郡上リビングサービス	郡上市（(株)八幡環境）
農集排施設汚泥	し尿処理	許可業者	(株)八幡環境 (有)エーテック郡上 (株)郡上リビングサービス	郡上市（(株)八幡環境、(有)エーテック郡上、(株)郡上リビングサービス）

II 処理計画

(1) 生活排水の処理計画

処理の方法	処理区域	処理人口
コミュニティ・プラント		0 人
合併処理浄化槽	市内全域	3,818 人
下水道	8 地区	18,085 人
農業集落排水施設	2 2 地区	6,745 人
汚泥再生処理センター		0 人

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 排出抑制・再資源化計画

資源化の方法及び量

種 類			量の見込み (年)	処理方法
中間処理	し尿処理 施 設	汚泥	7,000 m ³	コンポスト化
	可燃ごみ 処理施設	溶融スラグ	200t	流動床式 ガス化溶融炉

② 収集・運搬計画

ア) 収集区域の範囲

郡上市全域とする。

イ) 収集・運搬する廃棄物の量の見込み、回数、方法等

種 類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	2,500 kl	別表のとおり	月 2 回 収集計画表は別に定める	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	10,600 kl		年 1 回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による戸別方式
農集排施設汚泥	5,000 kl			

③ 中間処理計画

ア) 処理施設の概要

管理主体	郡上市
施設名称	郡上環境衛生センター
所在地	郡上市八幡町吉野 1532 番地
施設整備年度	平成 11 年度～平成 13 年度
供用開始	平成 14 年 4 月
事業費	1,860,097 千円
処理規模	90 kl / 日
処理方式	受入・貯留
	主処理 膜分離高負荷脱窒素処理方式
	高度処理
	放流水処理
	汚泥処理 密閉型堆肥化方式
	臭気処理
放流先	白谷川

イ) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳表

搬入者	種 別	R3 搬入実績 (kl / 年)	R4 搬入実績 (kl / 年)	R5 搬入見込 (kl / 年)	保有車両 台数
(株)八幡環境	し尿	637	601	294	7
	浄化槽汚泥	3,626	3,856	3,301	
	農集排施設汚泥	2,379	2,274	2,215	
(有)エーテック 郡上	し尿	736	691	338	8
	浄化槽汚泥	2,407	2,378	2,036	
	農集排施設汚泥	801	767	747	
(株)郡上リビング サービス	し尿	1,011	1,031	505	7
	浄化槽汚泥	3,618	3,689	3,158	
	農集排施設汚泥	1,550	1,256	1,224	

ウ) 残渣の量及び処分方法

種 類	発生量	処分の方法	中間処理後の量
し渣	18 t	脱水・焼却	2.1 t

エ) し尿収集区域

業者名	収集区域	
(株)郡上リビングサ ービス	大和町	剣、大間見、小間見
	白鳥町	管内全域
	高鷲町	管内全域
(有)エーテック郡上	八幡町	今町、新町、栄町、下日の出町、下日吉町、今小町、下・上榊形町、住吉町、新栄町、大正町、城南町、中野、向中野、稲成、吉野、相生、亀尾島、那比、野々倉、小那比、西和良、安久田、中坪、向山、初音、河鹿
	美並町	管内全域
	和良町	管内全域

	大和町	徳永、牧、河辺、神路
(株)八幡環境	八幡町	新町、桜町、柳町、殿町、大手町、鍛冶屋町、職人町、本町、肴町、立町、橋本町、左京町、常盤町、朝日町、川原町、乙姫町、山本町、愛宕町、上日の出町、上日吉町、稲荷町、大坂町、小野、瀬取、五町、尾崎町、初音(上ヶ洞)、有坂(坪佐、勝更)、旭(東町、田尻、川佐)、市島、初納、有穂
	大和町	古道、栗巣、万場、名皿部、落部、洞口、福田、場皿、野口、内ヶ谷
	明 宝	管内全域

オ) 浄化槽汚泥収集区域

業者名	収集区域	
(株)郡上リビングサービス	白鳥町	管内全域
	高鷲町	管内全域
(有)エーテック郡上	八幡町	今町、新町、栄町、下日の出町、下日吉町、今小町、下・上榊形町、住吉町、新栄町、大正町、城南町、中野、向中野、稲成、吉野、相生、亀尾島、那比、野々倉、小那比、西和良、安久田、中坪、向山、初音、河鹿
	美並町	管内全域
	和良町	管内全域
(株)八幡環境	八幡町	新町、桜町、柳町、殿町、大手町、鍛冶屋町、職人町、本町、肴町、立町、橋本町、左京町、常盤町、朝日町、川原町、乙姫町、山本町、愛宕町、上日の出町、上日吉町、稲荷町、大坂町、小野、瀬取、五町、尾崎町、初音(上ヶ洞)、有坂(坪佐、勝更)、旭(東町、田尻、川佐)、市島、初納、有穂
	大和町	管内全域
	明 宝	管内全域

カ) 農集排施設汚泥収集区域

業者名	収集区域	
(株)郡上リビングサービス	白鳥町	管内全域
	高鷺町	管内全域
(有)エーテック郡上	美並町	管内全域
	和良町	管内全域
(株)八幡環境	八幡町	管内全域
	大和町	管内全域
	明 宝	管内全域